

高度外国人材の親及び家事使用人の帯同要件について

親の帯同要件

要件	東京都からの要望	検討方針
年収要件 高度外国人材の世帯年収が800万円以上あること <過去の見直し> ・1,000万円から800万円への引き下げ ・配偶者の年収及び本邦外の機関からの年収を合算できるようにした	800万円以上の要件 緩和	・具体的な要望が明らかになっていないため、今後引き続き東京都の要望を聴取 ・要望を踏まえ、社会保障の負担等について関係省庁から意見を聴取
親の要件 7歳未満の子の養育をすること、又は、高度外国人材又はその配偶者が妊娠中に、介助、家事その他必要な支援を行うこと <過去の見直し> ・子の年齢を3歳から7歳に引き上げ ・妊娠中の配偶者の支援を追加	現行要件の緩和及び 撤廃 (高齢の親の面倒を見たいという要望がある)	・親の帯同はあくまでも育児支援の観点から例外的に認めた優遇措置 ・老親扶養については、現行の取扱いにおいても人道的見地から個別の事情を勘案し、在留を認める場合もある

家事使用人の帯同要件

要件	東京都からの要望	検討方針
年収要件 高度外国人材の世帯年収が1,000万円以上あること <過去の見直し> ・1,500万円から1,000万円への引き下げ ・配偶者の年収及び本邦外の機関からの年収を合算できるようにした	1,000万円以上の 要件緩和	・具体的な要望が明らかになっていないため、今後引き続き東京都の要望を聴取 ・要望を踏まえ、我が国労働市場への影響等について関係省庁から意見を聴取
人数要件 1人	2人、又は、子供の人数に応じて雇用できるようにする	・年収要件を引き上げる等の措置を講ずるなど、本邦において安定的な生活が維持できる要件を満たすことが前提であり、現時点では対応は困難 ・年収要件を引き上げ、人数を増加させる場合でも、我が国労働市場への影響等について関係省庁から意見を聴取
報酬要件 月額20万円以上の報酬を支払うこと	20万円以上の要件 緩和	・我が国労働市場への影響等が想定されるため、現時点では対応は困難
家事使用人の要件(家庭事情型) 家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)が存在すること	子供の年齢要件の 撤廃、又は、18歳未満への引き上げ	・現行制度上の取扱いでは、本邦在留中に子供が13歳を超えた場合であっても、同一の家事使用人を雇用している場合に限っては引き続きその在留を認めている ・その他の場合については、我が国の労働市場への影響等が想定されるため、現時点では対応は困難